入 札 公 告(業 務 委 託)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年10月30日

名古屋高速道路公社 理事長 新開 輝夫

1 業務概要

- (1) 業務名 令和2年度物件調査等業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、名古屋駅周辺交通基盤整備方針(平成30年3月、名古屋市) に示されている名古屋高速道路への出入口の追加・改良(新洲崎JCT出入口 の追加)に必要となる土地等の取得に係る物件の事前調査及び営業その他の 調査を行うものである。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和3年5月31日(月)まで
- (4) 本業務は予定価格の事前公表業務です。予定価格 金7,060,00円(消費税及び地方消費税抜き)
- (5) 本業務は、最低制限価格を設定しています。
- (6) 本入札は、資料の提出及び入札等を『あいち電子調達共同システム (CALS/EC)』(以下「電子入札システム」という。)により行う(以下「電子入札」という。)対象業務です。なお、電子入札システムにより難い者は名古屋高速道路公社(以下「公社」という。)の承認を得て紙入札方式に代えることができます。
- (7) 本業務の入札参加にあたり、電子入札システムでは次の入札方式及び工種を選択してく ださい。

入札方式 「コンサル」の「一般競争入札」

工種 「補償コンサル」

(電子入札システムで選択する工種は、システム上の分類であり、本業務の内容とは関係ありません)

2 競争参加資格

次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第3号)第3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請資料の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書(平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・

愛知県警察本部刑事部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

- (3) 令和2・3年度の一般競争有資格業者の決定をコンサルタント(建築等)の業種で受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。)。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき 再生手続開始の申し立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)で ないこと。
- (5) 申請資料の提出日から開札の日までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の 取扱要領(平成9年通達第8号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6)業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。
 - ・愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (7) 平成27年度以降申請書提出日までに完了した同種業務の実績を有すること。

同種業務:公社または他機関(国、地方公共団体、地方公社*)が発注した補償コンサルタント登録規程第2第1項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門、営業補償・特殊補償部門の2部門全てに係る補償業務(2部門の実績は同一業務による実績でなくてよい)

※地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県 が設置した土地開発公社及び地方住宅供給公社法に基づく住宅供給公社

- (8) 配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格を有すること。
 - ・補償業務管理士(物件部門)及び補償業務管理士(営業補償・特殊補償部門)(一般 社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程 第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者)
- (9) 配置予定管理技術者は、平成22年度以降申請書提出日までに完了した、(7)に示す機関が発注した同種業務の実績を有すること。なお、業務実績は技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場(発注者又は受注者)は問わない。
- (10) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。
- (11) 配置予定管理技術者の令和2年11月9日(月)現在の手持ち業務(本業務を含まず特定後未契約のものを含む。)の契約合計金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。

手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

3 入札手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目 17番 30号 名古屋高速道路公社 総務部会計課(契約担当) 電話052-919-5642

(2) 入札説明書、設計図書、図面等について

交付希望者は、令和2年10月30日(金)午前10時00分から令和2年12月1日 (火)午後4時00分までに、電子入札システム内の入札情報サービスよりダウンロード してください。

URL https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html

(3) 申請資料の提出期間及び方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、申請資料を提出してください。

ア 期 間 令和2年10月30日(金)午前10時00分から

令和2年11月9日(月)午後4時00分までの電子入札システム稼動時間(電子入札システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び祝日(以下「休日」という。)を除いた日の午前8時から午後8時まで)

イ 方 法 申請資料を、電子入札システムにより公社会計課に提出してください。 アの期間の経過後に到達した場合は、本入札に参加することができません。

- (4) 競争参加資格の確認結果は、令和2年11月18日(水)までに電子入札システムにより通知します。
- (5) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由 について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和2年11月30日(月)午後4時00分まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 持参又は「郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものとする。)(以下「郵送等」という。)」とします。

なお、郵送等の場合は期日前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(6) 入札書及び委託費内訳書の提出

入札書及び委託費内訳書(以下「入札書等」という。)は電子入札システムにより提出してください。

ア 入札書等の提出期間

令和2年11月30日(月)午前10時00分から 令和2年12月1日(火)午後4時00分までの電子入札システム稼動時間 (電子入札システムの稼動時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時まで)

イ 入札回数 1 回

ウ 開札

- (ア) 年月日 令和2年12月2日(水)
- (4) 場 所 名古屋市北区清水四丁目17番30号 名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入 札 保 証 金 免除

イ 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落 札決定を取り消します。

ア 2の競争参加資格を有しない者のした入札。入札執行前において競争参加資格がある と認められた者であっても、入札執行時において当該資格のない者である場合は、競 争参加資格を有しない者に該当する。

- イ 申請資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 電子署名及び電子証明書のない電子入札
- エ 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人の I Cカードを使用する等 I Cカードを不正に使用して行った電子入札
- オ 現場説明書、名古屋高速道路公社一般(指名)競争入札心得(平成18年通達第27号) 及び名古屋高速道路公社電子入札要領(平成20年通達第5号)において示す入札に関 する条件に違反した入札
- (3) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の審査がなされた者の中で、工事の請負契約等の取扱いに関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第2号)第5条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、最低制限価格を下回った入札は失格とします。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。
- (6) 詳細については入札説明書によります。
- (7) 留意事項

審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業 務の実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防 止に向けて一時中止又は業務期間の延長(以下「一時中止等」という。)を行ったことにより完 了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務。

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして業務実績の対象とします。

3手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防 止に向けた一時中止等がなければ参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予 定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととします。

4 業務実績の対象とする項目

- (1) 入札参加資格
 - ア 企業の業務実績
 - イ 配置予定技術者の業務実績
- (2)総合評価落札方式の評価項目
 - ア 企業に関する事項の業務の実績
 - イ 技術者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

- (1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類
- (2)業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、以下のとおり取り扱うので、お 知らせします。

競争参加資格申請書、技術資料及び委託費内訳書等の押印について

電子入札システムにより提出をするときは、押印は不要ですが、紙入札方式により参加する等により、押印が必要となる場合において、押印が困難であるときは、参加希望企業と作成担当者の雇用関係が分かる資料(社員証又は健康保険被保険者証等の写し)を添付することにより、押印は不要とします。